

## 「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》への取り組み方針

(2020年1月改訂)

(2020年6月改訂)

(2025年9月改訂)

りそなアセットマネジメント株式会社

### 「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》の受入れ

りそなアセットマネジメント（以下、当社）は、「将来世代に対しても豊かさ、幸せを提供」することをパーパスとする責任ある機関投資家として、スチュワードシップ責任を果たすべく、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》（以下、本コード）の趣旨に賛同し、これを受け入れることを2017年6月に表明しました。また、本コードへの取り組み方針（本方針）を定め、適時改訂を行ってまいりました。

今般の本コード再々改訂等を踏まえ、当社の取り組み方針についても見直しを行いました。改訂した取り組み方針は、日本の上場株式の運用を念頭に置いたものですが、他の資産に投資する場合にも本コードに即して対応してまいります。

## 「責任投資に係る基本方針」

当社は責任ある機関投資家として、「責任投資に係る基本方針」を定め、信託財産等の運用にあたり、中長期的な観点からお客さまの利益の拡大を図る姿勢を明確にしています。ここでは、スチュワードシップ責任を果たすための行動を含む、責任投資を果たすための具体的な行動を掲げています。

### － 責任投資に係る基本方針 －

#### 1. 基本方針

当社は、パーパス「将来世代に対しても豊かさ、幸せを提供」の実現に向け、責任投資活動を行います。信託財産等の運用にあたっては、投資先企業等の財務情報に加え、ESGをはじめとするサステナビリティ課題への対応を含む非財務情報についても十分に把握・分析するとともに、中長期的視点から投資先企業等の社会的価値向上や持続的成長を促します。市場全体の中長期的な企業価値向上と併せて、経済成長や投資先企業等の事業活動の基盤である「社会・環境の持続可能性」の維持・向上を図ることで、これらを通じた信託財産等の価値の増大に努めます。

#### 2. 目的

本方針は、専ら投資者および受益者の利益のための手段、信託財産等の価値の増大を図るための手段として、運用戦略上、適切な行動を促すことを目的とします。

#### 3. 具体的行動

本方針を具体化する行動として、以下の取り組みを実践します。

- ・ 投資の分析や意思決定プロセスへの ESG の組み込み
- ・ 投資先企業その他ステークホルダーとの建設的な対話・エンゲージメント
- ・ 適切な議決権行使
- ・ 明確な意図（インテンション）をもったインパクト投資

## 「責任ある機関投資家」の諸原則«日本版スチュワードシップ・コード»への取り組み方針

**原則 1.** 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

### スチュワードシップ責任について

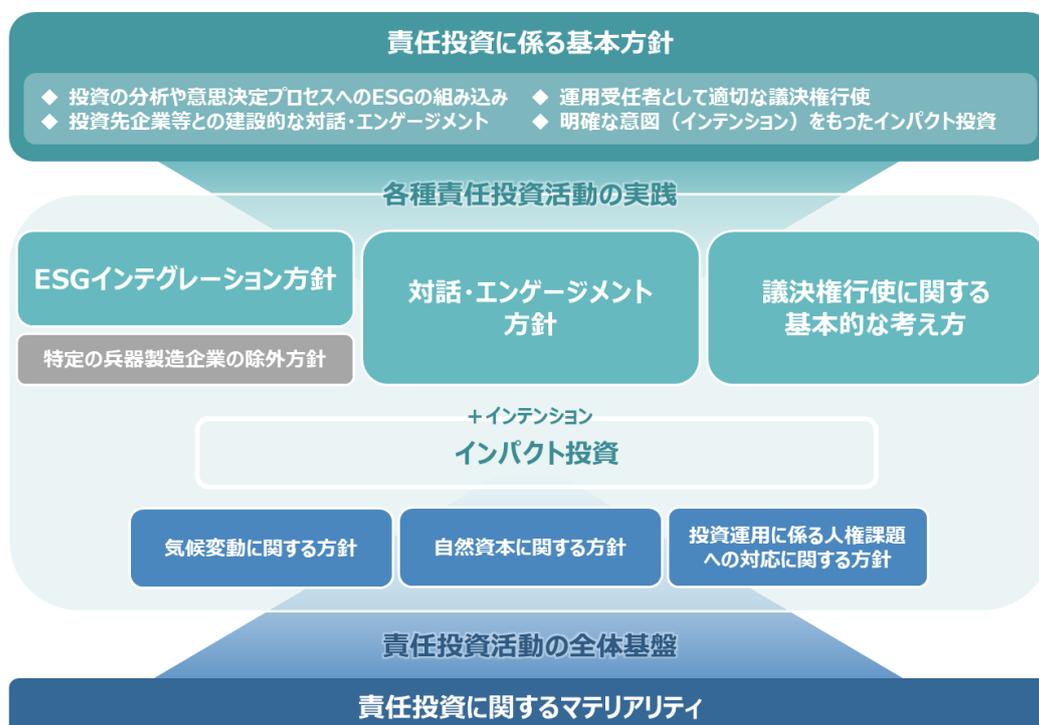
当社は、本コードを踏まえ、「責任ある機関投資家」の諸原則«日本版スチュワードシップ・コード»への取り組み方針（本方針）を定め公表し、適時に見直しを行います。当社のパーパスは、「将来世代に対しても豊かさ、幸せを提供」することであり、このパーパスの実現には、対話・エンゲージメントや議決権行使等の各種責任投資活動の実践により、スチュワードシップ責任を適切に果たすことが必要であると考えています。

### スチュワードシップを含む責任投資活動に係る諸方針

当社は、パーパスの実現に向け、「責任投資に係る基本方針」を定めており、これに基づきスチュワードシップを含む責任投資活動を行います。信託財産等の運用にあたっては、投資先企業の財務情報に加え、ESGをはじめとするサステナビリティ課題への対応を含む非財務情報についても十分に把握・分析するとともに、中長期的視点から投資先企業の社会的価値向上や持続的成長を促し、これらを通じた信託財産等の価値の増大に努めます。

#### 【当社責任投資活動の全体像】

りそなアセットマネジメントのパーパス  
「将来世代に対しても豊かさ、幸せを提供」



また、当社は、一貫性のある実効的・効率的な責任投資活動を実践するため、当社が責任投資活動を通じて解決していくべき最重要課題である「責任投資に関するマテリアリティ」を設定し、活動の全体基盤としています。とりわけ、気候変動、自然資本、人権といった、当社が特に重要と考えており、また国際的にも重視されているサステナビリティ課題については、基本的な考え方やアプローチ等を明らかにした方針を個別に定め、全社として一貫性を確保しつつ、責任投資活動を通じた取り組みを

進めます。

当社は、「責任投資に係る基本方針」に基づく各種責任投資活動（ESG インテグレーション、対話・エンゲージメント、議決権行使）の実践にあたり、それぞれの責任投資活動の目的や基本的プロセス等を明確化した方針等を制定しています。スチュワードシップ責任を適切に果たすため、これら方針に則り、また前述の「責任投資に関するマテリアリティ」を活動の全体基盤としながら、各種責任投資活動を実践します。

- ・ 当社パーパス、責任投資に関するマテリアリティ  
(<https://www.resona-am.co.jp/sustainability/>)
- ・ ESG インテグレーション方針  
(<https://www.resona-am.co.jp/sustainability/integration.html>)
- ・ 対話・エンゲージメント方針  
(<https://www.resona-am.co.jp/sustainability/engagement.html>)
- ・ 議決権行使に関する基本的な考え方  
(<https://www.resona-am.co.jp/sustainability/voting.html>)
- ・ 気候変動、自然資本、人権課題への対応に係る方針等  
([https://www.resona-am.co.jp/sustainability/esg\\_issues.html](https://www.resona-am.co.jp/sustainability/esg_issues.html))

なお、信託財産等の運用にあたってサステナビリティに関する課題を考慮する場合は、運用戦略と整合的なものであること、投資先企業の企業価値向上や持続的成長に結びつくことが重要であると考えています。当社が運用戦略に応じてサステナビリティ課題をどのように考慮するかについては、サステナビリティレポート等を通じて開示します。

**原則 2.** 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

### **利益相反管理について**

当社は責任投資活動の実践に際し、「利益相反管理方針」に基づき利益相反を適切に管理します。

当社は、お客さまへの商品・サービスの提供にあたっては、「お客さまからの信頼を全てに優先して行動する」ものとしています。当社は、業務に関係する諸法令等を十分に理解し遵守するほか、当社およびグループ会社（※）が行う取引にともない、お客さまの利益を不当に害したり、お客さまからの信頼を損なったりすることのないよう、当社およびグループ会社とお客さまの間、あるいはお客さまと他のお客さまとの間に発生する利益相反を適切に管理します。

※ 利益相反管理の対象となる当社のグループ会社の代表例は、以下のとおりです。

株式会社りそなホールディングス、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社関西みらい銀行、株式会社みなと銀行

### **利益相反管理方針**

当社は、当社における利益相反管理の適切性を確保するための管理態勢を整備することを目的として「利益相反管理方針」を定め、その概要を当社ホームページ上にて公表しています。

- ・利益相反管理方針の概要  
(<https://www.resona-am.co.jp/about/conflict.html>)

当社は、上記方針のもと、投資運用業務（投資信託委託業務・投資一任業務）における当社のグループ会社等の株式の売買や、信託財産等で保有する株式の議決権行使等を、利益相反のおそれがある取引等として特定・類型化し、管理します。お客さまの利益を確保するため、当社は、議決権行使や投資先企業の選定、それら企業との対話・エンゲージメントの実施に対し重要な影響を及ぼす利益相反が生じ得る局面を以下のとおり類型ごとに特定し、これら局面について管理方法を定め、これに基づき実効的な管理を行います。

**【重要な影響を及ぼす利益相反が生じ得る局面】**

- (1) 当社のグループ会社等が発行する有価証券への投資および議決権行使  
信託財産等の運用にあたり、当社のグループ会社等が発行する有価証券を購入し、同社の株式の議決権行使を行おうとする場合。
- (2) 信託財産等で保有する株式の議決権行使  
当社およびグループ会社等の法人営業部門が、同社が取引関係等を有する企業の株式に係る当社の議決権行使について、賛否判断や行使結果に干渉しようとする場合。
- (3) 信託財産等の運用における投資先企業の選定、当該企業との対話・エンゲージメント  
当社およびグループ会社等の法人営業部門が、同社が取引関係等を有する企業の発行する有価証券に対する当社の投資判断や当該企業との対話・エンゲージメントに干渉しようとする場合。

上記局面の管理方法として、当社は、議決権行使基準の明確化、並びに、議決権行使プロセスの独立性の確保、当社のグループ会社等による当社スチュワードシップ活動等への干渉の禁止、当社およびグループ会社等の法人営業部から運用部門に対する人事異動に係る適切な制限の設定等の実施を定めており、これらを通じて各局面における利益相反およびその影響を実効的に回避します。

**利益相反管理等に係るガバナンス体制**

当社は、お客さまの利益の確保や利益相反の管理のため、以下のガバナンス体制を整備・公表します。

- ・ 独立社外取締役を選任し、グループからの独立性を確保するとともに、独立社外取締役を含む監査等委員会を設置し、監督と執行を分離します。
- ・ 利益相反管理の観点から、社外第三者のみを構成委員とする「責任投資検証会議（※1）」において、議決権行使を含む責任投資活動の適切性を検証します。
- ・ 議決権行使における中立性を確保するため、社内の運用部門から独立したリスク管理部が議決権行使体制やプロセス、行使内容の適切性について定量・定性の両面からモニタリングを行い、結果を「責任投資検証会議」に報告します。
- ・ 「責任投資検証会議」の委員により、議決権行使の改善に係る助言を受けた場合、責任投資部（議決権行使担当部署）は、その助言内容を最大限尊重し、速やかに必要な是正・改善措置を講じるよう努めます。
- ・ 責任投資における第三者の知見の活用を図るため、「責任投資会議（※2）」に社外有識者を招聘し、責任投資活動の実効性の確保に努めます。

※1 社外有識者を議長、リスク管理部を事務局、社外取締役及び社外有識者を委員とし、議決権行使を含むスチュワードシップ活動の適切性について検証を行うもの。

※2 代表取締役社長を議長、責任投資部を事務局、社外有識者、リスク管理部および運用部門等の担当役員・部長を構成員とし、責任投資活動に係る具体的な取り組み状況について報告・協議等を行うもの。

**原則 3.** 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

#### **投資先企業の状況の的確な把握について**

当社は、中長期的視点から投資先企業の社会的価値向上や持続的成長を促し、スチュワードシップ責任を適切に果たすため、投資先企業の状況の的確な把握に努めます。

当社は、投資判断、対話・エンゲージメントならびに議決権行使のプロセスにおいて、投資先企業の業績や資本政策等の財務情報に加え、企業戦略やサステナビリティ課題に係る機会・リスクといった非財務情報の継続的かつ実効的な把握に取り組みます。

#### **運用戦略ごとの着目する事項**

アクティブ運用においては、投資判断の精度を高めるとともに、実効的な対話・エンゲージメントの実践による個別の投資先企業の企業価値向上を実現するため、運用戦略に応じた独自の投資哲学に沿った実効的な分析を行い、投資先企業の財務情報並びに非財務情報を的確に把握するよう努めます。企業の ESG に係るダウンサイドリスクとアップサイドポテンシャルを把握するため、投資ユニバースを対象に、ESG 定量スコアと定性評価からなる独自の「りそな ESG 評価」を付与し、対話・エンゲージメント実施の際の基本情報としても活用します。

パッシブ運用においては、投資先企業の中長期的な企業価値向上を市場全体で実現し、それにより信託財産等の中長期的な価値を最大化するという観点や、経済成長や投資先企業の事業活動の基盤である「社会・環境の持続可能性」の維持・向上を実現するという観点から、投資先企業との対話・エンゲージメントや議決権行使のプロセスを通じて、財務情報に加え、非財務情報を継続的に把握するよう努めます。

なお、いかなる運用手法においても、投資先企業の企業価値を毀損するおそれのある事項については早期に把握するよう努めます。

当社では、投資先企業の状況を的確かつ実効的に把握できているかについて、「責任投資会議」等の定期的な会議やミーティングを通じて確認します。

**原則 4.** 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

#### **投資先企業との建設的な対話・エンゲージメントについて**

当社は、サステナビリティを考慮した中長期的視点から、投資先企業の社会的価値向上や持続的成長を促すことを目的とした建設的な対話・エンゲージメントを積極的に実施します。

当社のパーパスである「将来世代に対しても豊かさ、幸せを提供」を実現するためには、投資先企業が長期にわたり持続的・安定的に成長していくことが重要となります。そのためには、サステナブルな社会・環境という企業活動の基盤のもとで、投資先企業が、適切な経営・事業戦略を策定・実行していくこと等により、中長期的な社会的価値向上と持続的な成長を実現し得る経営を行うことが不可欠です。当社は、対話・エンゲージメントを、投資先企業と協働してこれを実現する手段の一つと位置づけています。

#### **建設的な対話を目的とした株式保有状況の開示**

当社は、投資先企業との対話・エンゲージメントに際しては、建設的な対話に資するため、必要に応じ、当社がどの程度当該企業の株式を保有しているかについて説明を行います。投資先企業から当該株式保有状況に係る個別の問合せがあった場合においては、その真正性を確認するなど必要な

措置を講じた上で回答するものとします。

### **対話・エンゲージメントに係る方針**

アクティブ運用においては、運用戦略に応じた独自の投資哲学に基づいて、専ら投資先企業の企業価値向上を促すという観点で、「りそな ESG 評価」（前述）も活用しつつ、投資先企業の実態に即した対話・エンゲージメントを行います。

パッシブ運用においては、その性質を勘案し、投資先企業の中長期的な企業価値向上を市場全体で実現し、それにより信託財産等の中長期的な価値を最大化するという観点や、経済成長や投資先企業の事業活動の基盤である「社会・環境の持続可能性」の維持・向上を実現するという観点から、中長期的時間軸での取り組みを行います。

具体的には、対話・エンゲージメントの目的、基本的プロセス等を明確化した「対話・エンゲージメント方針」を定めており、これに則って対話・エンゲージメントを行います。また、さらなる実効性向上のため、対話・エンゲージメント活動の重点テーマ・対象企業・項目等を含む「対話・エンゲージメント計画」を年次で定め、この計画に基づく PDCA サイクルを運用することで、活動の高度化を図ります。

- ・ 対話・エンゲージメント方針  
(<https://www.resona-am.co.jp/sustainability/engagement.html>)

### **協働エンゲージメントの活用**

当社単独での対話・エンゲージメントのほか、実効的かつ効率的であると判断される場合等においては、内容や方法に応じて他の機関投資家と協働して対話・エンゲージメントを行うことも重要な選択肢として検討します。

### **対話・エンゲージメントにおける留意事項**

なお、これらの対話・エンゲージメントは投資先企業の社会的価値向上や持続的成長を促す目的のために行うものであり、投資先企業に対して状況を勘案しない一方的な要求をしたり、経営方針等の変更を求めたりするものではありません。また、未公開の重要情報の提供を求めるものでもありません。万が一、対話・エンゲージメントのプロセスにおいて未公開の重要情報等を投資先企業より受領した場合は、当社の社内規程等に則り、情報管理・行動管理を厳正に行います。

**原則 5.** 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

### **投資先企業の持続的成長のための議決権行使について**

当社は、責任ある機関投資家としてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、信託財産等で保有する株式のうち、当社が運用者として株主議決権を行使できる株式については、原則としてすべての議決権を行使します。

議決権行使に際しては、ガバナンス体制の強化をはじめ、法令や企業倫理の遵守、「社会・環境の持続可能性の維持・向上」への取り組み等に関して、投資先企業との対話・エンゲージメントを実施し、その内容等を踏まえ、機関投資家として議案に対する賛否を適切に判断するよう努めます。

### **議決権行使に係る方針**

当社は機関投資家として投資先企業のコーポレートガバナンス向上に重要な責任を負っています。また、投資先企業が行う事業を通じ、環境・社会に大きなインパクトを及ぼしています。そして、これらの事項が中長期的に当社の運用成果にも影響を及ぼすものと認識しています。

このような認識のもと、当社は、運用者として適切な議決権行使を行うための指針を示した「議決

権行使に関する基本的な考え方」、当社が求める理想的なガバナンスの基準を示した「グローバル・ガバナンス原則」を定めています。これらを踏まえ、国内株式・外国株式それぞれについて具体的な「議決権行使に関する基準」を定め、これに基づき議決権行使を行います。上記基準については、当社ホームページにて公表するとともに、年に1回以上定期的に見直しを検討します。

- ・ 議決権行使に関する基本的な考え方  
(<https://www.resona-am.co.jp/sustainability/voting.html>)

### **議決権行使の透明性確保**

当社は、議決権行使状況に係る透明性を高めるため、議決権の行使結果とその理由について、個別の投資先企業ごとかつ個別の議案ごとに当社ホームページにて公表します。

当社の親会社株式等の議決権行使においては、利益相反管理の観点から、当社の「議決権行使に関する基準」に基づき第三者である助言会社の助言通りに行使します。また、助言会社の名称について開示します。なお、行使内容については、リスク管理部での検証、「責任投資会議」への報告が行われるほか、第三者委員会である「責任投資検証会議」にて検証を受けます。

信託財産等において保有する株式について貸株取引を行う際には、議決権の確保のため、一定の限度額を定めて行います。

**原則 6.** 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

### **スチュワードシップ活動に係る定期的な報告について**

当社は、「的確な ESG インテグレーション」、「投資先企業との建設的な対話・エンゲージメント」、「適切な議決権行使」を中心とする、スチュワードシップ責任を適切に果たすための責任投資活動の状況について、サステナビリティレポート等を通じて定期的に公表します。

なお、公表に係る方法や内容については、アセットオーナーをはじめとするお客さまのより深い理解や利便性に資するべく、また、投資先企業とより実効的な対話・エンゲージメントを行うべく、継続的に工夫・改善を図ります。

**原則 7.** 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

### **経営陣を中心とするスチュワードシップ活動に係る体制整備**

当社は、スチュワードシップ責任を適切に果たし、投資先企業の持続的成長に資する取り組みを行うため、以下のような体制のもと責任投資活動を行います。

当社は、運用部門の知見を結集して、責任投資に係る報告・協議等を行う場として、代表取締役社長を議長とする「責任投資会議」を設置しています。当社の責任投資に係る方針や取り組みの継続的な工夫・改善を図るため、同会議を通じて、これら方針や取り組みが、本コードおよび「責任投資原則」に照らして適切であるかを検証します。

当社の経営陣は、「責任投資会議」や「責任投資検証会議」での意見、当社の責任投資活動に係る自己評価や外部評価の内容を踏まえ、責任投資活動の実効性向上のため、組織の構築や人材育成、ガバナンス強化・利益相反管理等の取り組みを推進します。

具体的には、責任投資活動の対応能力を強化するため、主管部署である責任投資部の体制拡充に努めます。また、経営層を含む全役職員を対象に、サステナビリティ課題に係る知見の蓄積を図ることを目的とした「責任投資ミーティング」を週次で開催します。さらに、若手職員のサステナビリティ課題に関する専門的知見、リーダーシップ、コミュニケーションスキル等の汎用的スキルの涵養を図るため、「高度 ESG 人材育成プラン」を運用します。責任投資活動の状況については、取締役会、経営会議等に適宜報告し、経営陣と事実認識および課題認識を共有することにより、一層の取り組み改善がトップダウンで推進される体制を確保します。

【当社責任投資活動に係る体制図】



**スチュワードシップ活動の継続的改善**

当社は、責任投資活動を適切に行うため、必要に応じて外部のステークホルダーとの意見交換や各種イニシアティブへの参加を進めます。

当社は、責任投資に係る方針や取り組みに対し適切な自己評価を行うことが、責任投資活動の継続的な工夫・改善において重要であると考えています。こうした考えのもと、「責任投資会議」を構成するメンバーが自己評価を行うことを基本としつつ、自己評価結果に外部評価を組み合わせることでよりの確な課題設定を行う等、実効的な評価体制を構築します。これら評価結果については、責任投資活動の状況と併せて定期的にサステナビリティレポート等にて公表します。

以上

## 建設的な対話を目的とした株式保有状況の開示に係る具体的方針

### 1. 基本方針

当社は、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》への取り組み方針に基づき、建設的な対話を目的とする投資先企業からの個別の問合せに応じ、当社がどの程度当該企業の株式を保有しているかについて、必要な措置を講じた上で回答します。

### 2. 回答の方法

回答は、原則として口頭で行うこととし、照会者の真正性を確認するため、架電による在籍確認等の必要な措置を講じます。ただし、当社において照会者の真正性が既に確認されている場合は、この限りではありません。回答する株式保有状況の基準日は、原則として問合せのあった月の前月末日時点とし、適切な期間内に回答するものとします。

### 3. 留意事項

上記株式保有状況の開示は、投資先企業との建設的な対話に資することを目的として行うものであり、投資先企業自身による問合せを想定しています。本方針は、実際の運用状況に鑑み、責任投資部長が必要と判断する際は、適時に見直しを行います。

以上